

岩国基地への空母艦載機の移駐に関する意見書

記

平成17年に明らかにされた空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐計画について、

本町議会は、基地機能の拡大・強化やNLPの実施につながる懸念があることから、これを行わないよう国に強く要望し、その後、我々議会、行政、地域住民は10年以上にわたり対応に苦慮してきたところである。

こうした中、本年1月20日、国から、空母艦載機部隊の具体的な移駐時期や機種・機数等が示され、周防大島町においては、騒音予測70W以上となる区域が拡大するものの、国や米側の対策も確認できたことから、「騒音や安全性等の面で基地周辺住民の生活環境は悪化するとまでは言えない。」また、「NLP」についても、「恒常的な訓練施設は鹿児島県馬毛島を候補地として検討を進めてきており、施設が特定されるまでの間、引き続き硫黄島で実施する」ことを確認するなど、改めて一定の整理が

なされたことから、基地機能の強化には当たらないとの結論に至った。

また、かねてから国に要望し、移駐計画が実施される上での重要な判断材料としていた安心・安全対策や地域振興策について、先般、市町への再編交付金が終了する34年度以降も、交付金制度が継続・実施されることが確認されたことに加え、県への交付金については、移駐後も負担が継続することを考慮した上で、増額やソフト事業への拡大を前向きに検討するとされており、

市町における事業の拡大も見込まれることから、総合的に判断すれば、騒音対策を含む市町への支援措置は拡充されるものと評価できる。

こうしたことから、本町議会としては、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力の強化と沖繩をはじめとする地元負担の軽減を図り、日米安保体制の一翼を担

うという自負から、米軍再編の目的を理解し、国の安全保障政策に協力し、空母艦載機の移駐を容認せざるを得ないと考える。

一方で移駐が実施されれば、岩国基地は配備される機数が極東最大級となり、航空機による騒音被害や米兵犯罪に対する住民の不安感、多数の米軍人等の増加により生じる地元自治体の新たな財政需要等を鑑みれば、著しい負担増が生じるようになることから、引き続き、国が目に見える形で十分な負担軽減策を講じるなどの対応が望まれる。

本町議会は、住民生活の安定と地域の魅力ある発展を図るため、基地問題に対する基本的な考え方を堅持した上で、国に対して、質すべきことは質し、求めるべきことは求めるという断固たる姿勢で対処する所存である。

よって、国におかれては、下記の事項について誠意を持って対応されるよう、強く要望する。

1 新たな部隊の移駐等により、航空機騒音や安全性等の面で基地周辺住民の生活環境が現状より悪化することは容認できないこと。

2 NLPなど、激しい騒音被害をもたらし離着陸訓練の実施は容認できないこと。

3 基地を抱え続ける地元の実情を踏まえ、国の責任により、住民の不安解消を図るための安心・安全対策や、基地の存在そのものの負担と我が国の平和と安全への貢献に見合う特段の地域振興策に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

山口県周防大島町議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 外務大臣

防衛大臣